

# ○北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例

制 定 平成19年8月7日条例第27号

最近改正 平成19年11月22日条例第37号

## (趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第207条の規定に基づき、同法第199条第8項の規定により広域連合監査委員の求めに応じて出頭する関係人又は学識経験者等（以下「出頭人」という。）の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

## (旅費相当額の支給)

**第2条** 出頭人に対しては、その要する旅費に相当する額を実費弁償として支給する。

2 前項の規定により支給する額は、派遣職員等に支給される旅費に相当する額とする。ただし、日当は、旅程にかかわらず、その全額を支給する。

## (実費弁償)

**第3条** 前条に定めるもののほか必要な経費があるときは、その実費を弁償することができる。

## (委任)

**第4条** この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（平19. 11. 22条例37）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。